

『HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号』列車内サービス事業委託業務
企画提案指示書

1 委託事業名

『HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号』列車内サービス事業委託業務

2 業務の目的

鉄道の更なる利用拡大のため、令和5年9月末から運行する、JR北海道・JAL・各旅行代理店による「HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号」に対して、各社や地域と連携のうえ、ツアー参加者に限定したサービスといった、他との差別化を図った企画を実施することで、ツアーを通じた道内鉄道網の観光利用における潜在的な可能性を高め、ラベンダー編成等を活用した道内周遊促進を図る。

3 委託業務

事業実施にあたっては、受託者においてJR北海道及び各旅行代理店と各種調整を行うこと。なお、「HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号」については、別紙を参照すること。

(1) 列車内サービスの実施

ア 必須サービス

令和4年度に実施した車内販売（道産のアルコール・ソフトドリンク等）及び写真撮影については、各ツアーで1回以上実施すること。

イ 追加サービス

上記アのほか、参加者向けのサービスやイベント等を実施すること。実施にあたっては、沿線地域と連携のうえ、可能な限り地域振興につながる内容（沿線地域の地場製品の提供、観光情報の発信など）とすること。

なお、車窓の景色を紹介する冊子については、別途作成予定のため不要。

ウ 実施場所

列車内での実施を必須とするが、それに加えて列車外で実施しても構わない。また、使用する車両（ラベンダー編成・はまなす編成）のフリースペースや販売カウンターを活用して構わない。

エ 留意事項

実施内容については、事前にJR北海道及び各旅行代理店と調整を行い、実現可能性のある提案を行うこと。また、受託後は沿線市町村と調整を行い、地域が行うイベントやもてなしと重複しないよう留意すること。

(2) 事業効果の分析

- ・KPIの設定を行うこと。
- ・各ツアー参加者、各旅行代理店に対してアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果を基に、ラベンダー編成等を活用した道内周遊促進に向けた検証を行うこと。また、アンケート結果については、今後の広報や事業の改善のため、当協議会が公表する可能性がある旨、了承を得ることとする。

- ・アンケートの内容、実施方法等については、J R北海道及び各旅行代理店と調整の上、実施すること。

(3) 報告書の提出

上記(1)～(2)について実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

報告書へは、K P Iの達成状況及び事業効果の分析による次年度以降の利用促進策への提言について記載をすること。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体一式を納品すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日(水)

5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人(参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む)又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

6 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：奥村）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）
- (3) 電話番号 011-231-4111（内線：23-815）
011-204-5333（ダイヤルイン）
FAX 011-232-4643

7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。
- ア 提出期限
令和5年5月22日（月）16：00（必着）
- イ 提出方法
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
- ウ 提出場所
6に同じ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

8 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和5年6月5日（月）16：00（必着）
- (2) 提出方法
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
- (3) 提出場所
6に同じ

9 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

10 予算上限額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否
必要

(3) その他の留意事項

- ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 審査結果及び特定者名は公表する。
- エ その他詳細は、企画提案説明書等による。

